



三重県公報

令和5年3月3日 (金)

第 392 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
5	養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	2
告 示			
122	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	8
123	三重県が管理する港湾及びその港湾区域の一部改正	(港湾・海岸課)	10
124	臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示	(同)	10
125	港湾隣接地域の変更指定	(同)	10
公 告			
	令和5年度前期技能検定試験の実施	(雇用対策課)	11
	令和5年度随時技能検定試験の実施	(同)	14
	令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築開発課)	16
	開発行為に関する工事の完了	(同)	17
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(デジタル戦略企画課)	18
	同伴	(デジタル改革推進課)	23

規 則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和三十年三重県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三条第三項の規定による変更の届出は、<u>第一号様式</u>により行うものとする。</p> <p>(転飼の許可申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定による転飼の許可を受けようとする者は、<u>第三号様式</u>による申請書に、転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与同意書 (<u>第四号様式</u>) を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(許可証の再交付)</p> <p>第四条 転飼の許可を受けた者が、その許可証を亡失し、又はき損したときは、<u>第五号様式</u>による転飼許可証再交付申請書により知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(蜂蜜の表示)</p> <p>第六条 法第七条第一項の規定による表示は<u>第二号様式</u>により行うものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第七条 法第九条第二項の身分を示す証明書の様式は、<u>第六号様式</u>とする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三条第三項の規定による変更の届出は、<u>第一号様式</u>により行うものとする。</p> <p>(転飼の許可申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定による転飼の許可を受けようとする者は、<u>第四号様式</u>による申請書に、転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与同意書 (<u>第五号様式</u>) を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(許可証の再交付)</p> <p>第四条 転飼の許可を受けた者が、その許可証を亡失し、又はき損したときは、<u>第六号様式</u>による転飼許可証再交付申請書により知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(蜂蜜の表示)</p> <p>第六条 法第七条第一項の規定による表示は<u>第三号様式</u>により行うものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第七条 法第九条第二項の身分を示す証明書の様式は、<u>第七号様式</u>とする。</p>

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 年 月 日現在の蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育予定最大計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
		1 月 1 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 12 月 31 日まで

- 備考（1）電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
 （2）飼育計画は 1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。
 （3）飼育場所は、字、番地まで記入すること。
 （4）本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

第一号様式を削り、第二号様式を第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者 住所氏名	最大計画 蜂群数	転飼の期間	飼育者の住所 及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- (2) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。
- (3) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

第四号様式を削り、第五号様式を第四号様式とし、第六号様式を第五号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式（第7条関係）

(表)

<p>養蜂振興法第九条第一項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書</p>	<p>第十三条 (罰則) 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(裏)

<p>第九條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第 号 年 月 日交付</p> <p>官職 氏名 生年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 写真のサイズ は縦30^{ミリ}、横 25^{ミリ} </div> <p>養蜂振興法（抄） （報告及び立入検査）</p>
--	---

・用紙の大きさは、縦90^{ミリ}、横120^{ミリ}とし、中央点線で二つ折りとすること。

第七号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された届出書とみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 122 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

22	救護施設における物価高騰対策支援補助金	物価高騰に伴い、厳しい運営状況となっている救護施設に対し、電気代・ガス代・食材費・ガソリン代の一部を支援する。	救護施設が支出する電気代・ガス代・食材費・ガソリン代に要する経費	別に定める。	救護施設を運営する法人
----	---------------------	---	----------------------------------	--------	-------------

別表 1(3)の表第 3 号の項を次のように改める。

3	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。			
		1 障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる環境改善	障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等に要する経費	補助基本額の 2/3 以内	市町
		2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止	認可外保育施設が、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育を継続的に実施するために必要な経費	補助基本額の 10/10 以内	認可外保育施設
		3 保育所等における ICT 化推進	認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費	補助基本額の 2/3 以内	市町
		4 保育環境の向上	保育環境の向上を図るために実施する老朽化した備品の更新や設備の改修等に要する経費	補助基本額の 3/4 以内	認可外保育施設
5 安全対策事業	ICT を活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入するための経費の補助	補助基本額の 2/3 以内	市町		
				補助基本額の 4/5 以内	認可外保育施設

別表 1(3)の表に次のように加える。

33	三重県認可外保育施設給食費負担軽減事業費補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰等が、認可外保育施設の給食に係る経費に影響を	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	給食に係る経費負担額が前年度と	認可外保育施設
----	-------------------------	---	------------------------------	-----------------	---------

		及ぼしていることから、給食費に係る保護者の負担軽減を図る。		比較し、増加した場合の経費	
34	三重県私立幼稚園給食費負担軽減事業費補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰等が、私立幼稚園等の給食に係る経費に影響を及ぼしていることから、給食費に係る保護者の負担軽減を図る。	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園
35	三重県認可外保育施設物価高騰対策支援補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰により生じた光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。	認可外保育施設における光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分を負担した場合にその経費	別に定める。	認可外保育施設
36	三重県私立幼稚園物価高騰対策支援補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰により生じた光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。	私立幼稚園等における学校給食費・寄宿舎の舎食費や光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分を負担した場合にその経費	別に定める。	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園

別表 1(4)の表第 23 号の項を次のように改める。

23	三重県がん患者妊孕性温存治療費助成金	妊孕性温存治療または温存後の生殖補助医療を受けた者の経済的負担の軽減を図る。	将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存治療または温存後の生殖補助医療に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	--------------------	--	--	--------	--------

別表 1(4)の表第 27 号の項を次のように改める。

27	三重県乳児院等多機能化推進事業費補助金	乳児院等に医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。	医療機関等連絡調整員（看護職員）の経費	別に定める。	社会福祉法人等
----	---------------------	--	---------------------	--------	---------

別表 1(4)の表に次のように加える。

28	児童養護施設等における物価高騰対策支援補助金	原油価格高騰等により物価が高騰するなか、児童養護施設等の負担を軽減し安定した施設運営や児童の養育環境を確保する。	児童養護施設等における電気・ガス・食材・ガソリンにかかる経費	別に定める。	社会福祉法人等
29	三重県安心こども基金特別対策事業費補助金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援を行う。	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくために三重県安心こども基金を活用して行う特別対策事業に要する経費	別に定める。	市町
30	三重県出産・子育て応援交付金	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型相談支援及び経済的支援を一体的に実施する事業の支援を行う。	伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業に要する経費	別に定める。	市町

別表 1(5)の表第 8 号の項を次のように改める。

8	医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業費補助金	医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域で安心して生活出来るための体制整備を図る。	医療的ケアを必要とする障がい児・者の緊急時等の受入を可能とするために必要な備品又は消耗品の購入に必要な費用	補助基本額（上限 50 万円）の 1/2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、障害児入所支援事業、日中一時支援事業、訪問看護事業を実施する者
---	--------------------------------	---	---	----------------------	--

別表 1(5)の表中第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 15 号の項とする。

別表 2 の表中第 14 号の項から第 18 号の項を削り、同表に次のように加える。

14	三重県安心子ども基金特別対策事業費補助金(新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援)	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
15	児童養護施設等整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
16	障害者施設整備事業費補助金		
17	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		
18	三重県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金		
19	三重県障害福祉分野におけるICT導入モデル事業費補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第123号

三重県が管理する港湾及びその港湾区域(昭和54年三重県告示第54号)の一部を次のように改正します。

なお、この告示による関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和5年3月3日

三重県知事 一見勝之

表中第12号の項港湾区域の欄を次のように改める。

白子港南防波堤基部を中心として、1,000メートルの半径を有する円内の海面及び堀切川最下流道路橋上流端より下流の河川水面。ただし、白子一丁目北物揚場先端と北護岸先端を結ぶ線と日進橋とにより囲まれた海面を除く。

三重県告示第124号

臨港地区内の分区の指定(昭和54年三重県告示第118号)の一部を次のように改正します。

なお、この告示による関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和5年3月3日

三重県知事 一見勝之

「

3	同	白子港	漁港区	鈴鹿市白子一丁目の一部	8.4	鈴鹿都市計画
---	---	-----	-----	-------------	-----	--------

を

」

「

3	同	白子港	漁港区	鈴鹿市白子一丁目の一部	8.3	鈴鹿都市計画
---	---	-----	-----	-------------	-----	--------

に改める。

」

三重県告示第125号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条wの2の規定により、昭和42年三重県告示第43号による白子港に係る港湾隣接地域指定を次のとおり変更指定します。

なお、この告示による関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和5年3月3日

三重県知事 一見勝之

2 白子港の港湾隣接地域

基点及び点の位置	地区名	指定地域
基点の位置		基点1から127度39分に引いた線、基点1、点1、

基点 1 鈴鹿市江島町大字山の内 2860 番の 4 地先基標 // 2 鈴鹿市江島町字江島北海岸堤防先端 // 3 鈴鹿市白子一丁目 6270 番 489 地先 // 4 鈴鹿市白子町字浜洲 5274 番地内基標 点の位置 点 1 基点 1 から 217 度 20 分 247 メートルの点 // 2 // 3 から 148 度 1 分 151 メートルの点 // 5 // 4 から 270 度 13 分 43 メートルの点 // 6 点 5 から 214 度 23 分 212 メートルの点 // 7 // 6 から 219 度 55 分 49 メートルの点 // 8 // 7 から 218 度 55 分 183 メートルの点	江島地区 白子地区 前浜地区	基点 2 を順次直線で結んだ線と基点 2 から 120 度に引いた線及び基点 1、基点 2 間の満潮時水際線とによって囲まれた陸域 基点 3 から 70 度に引いた線、基点 3、点 2 を順次直線で結んだ線と点 2 から 126 度に引いた線及び基点 3、点 2 間の満潮時水際線とによって囲まれた陸域 基点 4 から 120 度に引いた線、基点 4、点 5、点 6、点 7、点 8 を順次直線で結んだ線と点 8 から 128 度 12 分に引いた線及び基点 4、点 8 間の満潮時水際線とによって囲まれた区域
---	----------------------	---

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（前期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 5 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額
 - (2) 実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
令和 5 年 4 月 3 日（月）から同月 14 日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）受付を行います。
ただし、郵送による場合は、令和 5 年 4 月 7 日（金）の消印まで有効です。
 - (2) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 受検手数料
 - ウ 本人確認書類
 - エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）
 - オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
 - イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
 - ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
 - エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
 - オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
 - カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

キ 技能検定における新型コロナウイルス感染症への対応は、厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って行います。

5 合格の発表

- (1) 3級（金属熱処理職種を除く）
令和5年8月25日（金）
- (2) 1級、2級、3級（金属熱処理職種のみ）及び単一等級
令和5年9月29日（金）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

(別表) 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

実施職種名	作業名	等級	実施期日	
			学科試験	実技試験
園芸装飾	室内園芸装飾	3級	令和5年7月9日（日）	令和5年6月6日（火）から同年8月13日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
造園	造園工事	3級		
機械加工	普通旋盤	3級		
	フライス盤			
	平面研削盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
工場板金	曲げ板金	3級		
仕上げ	機械組立仕上げ	3級		
電子機器組立て	電子機器組立て	3級		
フラワー装飾	フラワー装飾	3級		
機械検査	機械検査	3級		
シーケンス制御	シーケンス制御	3級		
建築大工	大工工事	3級		
造園	造園工事	1、2級	令和5年8月20日（日）	令和5年6月6日（火）から同年9月10日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
金属熱処理	一般熱処理	1、2、3級		
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス	1、2級		
産業車両整備	産業車両整備	1、2級		
プラスチック成形	圧縮成形	1、2級		
	射出成形			
	真空成形			
とび	とび	1、2級		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事	1、2級		
	アクリルゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
	FRP防水工事			
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事			
サッシ施工	ビル用サッシ施工	1、2級		
塗装	建築塗装	1、2級		
	金属塗装			
	噴霧塗装			

産業洗浄	高圧洗浄	単一等級		
機械加工	普通旋盤	1、2級	令和5年8月27日(日)	令和5年6月6日(火)から同年9月10日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
	フライス盤			
	平面研削盤			
	円筒研削盤			
	ホブ盤			
	数値制御旋盤			
	数値制御フライス盤			
	マシニングセンタ			
鉄工	構造物鉄工	1、2級		
めっき	電気めっき	1、2級		
	溶融亜鉛めっき			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	1、2級		
電子機器組立て	電子機器組立て	1、2級		
建設機械整備	建設機械整備	1、2級		
家具製作	家具手加工	1、2級		
建具製作	木製建具手加工	1、2級		
左官	左官	1、2級		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	1、2級	令和5年9月3日(日)	令和5年6月6日(火)から同年9月10日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
	鋼製下地工事			
	ボード仕上げ工事			
	木質系床仕上げ工事			
	化粧フィルム工事			
園芸装飾	室内園芸装飾	1、2級		
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	1、2級		
非接触除去加工	数値制御彫り放電加工	1、2級		
	ワイヤ放電加工			
	レーザー加工			
建築板金	内外装板金	1、2級		
工場板金	曲げ板金	1、2級		
仕上げ	治工具仕上げ	1、2級		
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	1、2級		
電気機器組立て	回転電機組立て	1、2級		
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	回転電機巻線製作			
石材施工	石張り	1、2級		
タイル張り	タイル張り	1、2級		
表装	表具	1、2級		
	壁装			
フラワー装飾	フラワー装飾	1、2級		
塗料調色	調色	単一等級		

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（随時試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 5 年 3 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）及び等級区分
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料、実施期日及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額
 - (2) 実施期日及び実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日及び場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
受検申請は随時、受付を実施します。
ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。
 - (2) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 受検手数料
 - ウ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
 - イ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
 - ウ 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
 - エ 技能検定における新型コロナウイルス感染症への対応は、厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って行います。
- 5 合格の発表
合格発表は随時実施します。
- 6 問い合わせ先
三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

(別表) 実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時 3 級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時 3 級、基礎級
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	随時 3 級、基礎級
	非鉄金属鑄物鑄造作業	随時 3 級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時 3 級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時 3 級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時 2 級、随時 3 級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時 3 級、基礎級
	フライス盤作業	随時 2 級、随時 3 級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時 3 級、基礎級

金属プレス加工	金属プレス作業	随時2級、随時3級、基礎級
鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時2級、随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	随時3級、基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	随時3級、基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	随時3級、基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製造作業	随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	基礎級
	印刷箱製箱作業	基礎級
	貼箱製造作業	基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級
製本	製本作業	随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	随時3級、基礎級
	ブロー成形作業	随時3級、基礎級

強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級
石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	随時3級、基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

令和5年3月3日

三重県知事 一見勝之

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和5年7月2日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和5年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和5年7月23日(日)午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和5年10月8日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとします。

(1) 受付期間及び時間

令和5年4月3日(月)午前10時から同月17日(月)午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込んでください。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和5年4月10日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出てください。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、令和2年から令和4年のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含みます。)の受験番号を入力して行ってください。

5 合格者の発表及び合否の通知

令和5年12月7日(木)(予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。

なお、「学科の試験」については令和5年8月21日(月)(予定)に発表します。

6 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表します。

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年3月3日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 2月14日	三重郡川越町大字南福崎字川新田 177	志摩市阿児町神明 987-17 藤谷剛巳
令和5年 2月15日	伊勢市小俣町宮前 509 ほか1筆	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷泰介
令和5年 2月17日	いなべ市員弁町上笠田字東垣内 1835-5 ほか1筆	三重郡朝日町大字縄生 1022-1 カーザソルレヴェンテ A202 木村光希
令和5年 2月20日	伊勢市浦口4丁目 677-2 ほか10筆 【2工区】	松阪市東町 601-1 株式会社フェイスジャパン

		代表取締役 中川 雄斗
令和5年 2月20日	いなべ市大安町石榑東字楠木 2420-1 ほか4筆ほか	鈴鹿市南玉垣町 6507-2 株式会社リードテック 代表取締役 上野 直人
令和5年 2月20日	三重郡菰野町大字神森字小泉 835	三重郡菰野町大字菰野 4107-1 プリリオマローネ 103 平尾 吉大

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年3月3日

三重県知事 一見 勝之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県デジタル投資・セキュリティ管理支援業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年5月8日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書で指定する場所とします。
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- (6) 評価基準額
89,601,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和5年3月23日(木)12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和5年4月18日(火)15時までに7(2)に示す場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

5 技術提案書の作成について

- (1) 提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 提案書評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、プロジェクトリーダー予定者の出席をお願いします。
- (2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課 担当 野田

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

- (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課総務班 担当 湯浅、稲葉

電話 059-224-3014 ファクシミリ 059-224-2520

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書の配布方法

本公告日から令和5年3月23日(木)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和5年3月30日(木)17時までに通知します。

- (6) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時

令和5年3月31日(金)から同年4月6日(木)17時15分まで

イ 場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課総務班

ウ 方法

提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県デジタル投資・セキュリティ管理支援業務委託提案書等在中」と記載してください。

- (7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和5年4月13日（木）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)のプロジェクトリーダー予定者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年4月14日（金）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和5年4月14日（金）15時

なお、入札書は令和5年4月7日（金）から同月14日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課総務班

案件名 「三重県デジタル投資・セキュリティ管理支援業務委託」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和5年4月14日（金）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和5年3月15日（水）12時まで

結果回答 令和5年3月20日（月）17時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書によります。

(9) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Outsourcing of Assistance to digital investment and security management

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, April 14, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, April 7, 2023 and 3:00 P.M. on Friday, April 14, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, April 14, 2023.

(4) Managing Authority :

Digital Strategy Planning Division, Digital Society Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3014 (Japanese only)

別記「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者としたうえで、調達説明書4(2)

の落札資格の確認を行った後に落札決定を行うこととします。

(1) 提案内容の評価

提案内容を公平かつ客観的に評価するため提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。

(3) 技術評価点と価格評価点の比率

技術評価点と価格評価点の比率については、3対1とします。

(4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

ア 基本方針：基本的な考え方、業務の理解度

イ 業務要件：業務要件に対する考え方

ウ 実施体制：入札者の実績、資格、得意分野に係る部分

エ 進行管理：入札者の進行管理能力に係る部分

(2) 大分類配点

「技術評価点」の満点を60点として、次のように点数を配点します。

ア 基本方針：5点（1項目）

イ 業務要件：35点（7項目）

ウ 実施体制：15点（3項目）

エ 進行管理：5点（1項目）

(3) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0～5までの以下の6段階で採点します。

ア 基準点より非常に優れた提案内容であれば「5点」とします。

イ 基準点よりやや優れた提案内容であれば「4点」とします。

ウ 基準点：標準的な提案内容であれば「3点」とします。

エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。

オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。

カ 記述のない評価項目であれば「0点」とします。

※ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点します。

※ 「項目評価点」について、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。

※ 有効数字は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を20点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」= $20 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

※ 令和5年度から8年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：89,601,000円（評価基準額）

※ 入札価格及び評価基準額については全て消費税及び地方消費税を含まない金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下7桁目までを有効とし、小数点以下8桁目以降は切り捨てとします。

※ 入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか1つでも満たす者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、調達説明書3で示した評価基準額を超えている。
- (2) 技術評価点が24点以下である。
- (3) 技術評価点のうち、個別評価項目において0点がある。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年3月3日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
職員一人一台パソコン 1,748台
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
令和6年1月31日（水）
- (4) 納入場所
三重県本庁舎及び地域庁舎

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年3月20日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式1）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課 担当 野田
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課 担当 柘井
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和5年4月17日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年3月24日（金）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年3月24日（金）17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年4月17日（月）15時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。
提出締切日時 令和5年4月17日（月）15時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課
案件名 令和5年度職員一人一台パソコンの調達入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和5年4月17日（月）16時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154

号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Personal computer : 1,748 units

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, April 17, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Monday, April 17, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Monday, April 17, 2023.

(4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Digital society Bureau,
Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3363

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
